

○第二回産業投資米貨公債の取扱手数料に

ついて

(昭和38年4月20日 藏理第3382号)
〔大蔵省理財局長から 日本銀行總
裁あて〕

外貨公債の発行に関する法律(昭和38年法律第63号)第1条の規定に基づき発行する「第二回産業投資米貨公債」の取扱手数料の料率及び支給の時期を別表のとおり定め貴行に支給することとしたから、御了知願いたい。

なお、上記以外の公告費用その他の実費は、貴行からの請求に基づき、四半期毎に支給する。

(別表)

第二回産業投資米貨公債手数料の料率及び支給時期

	料	率	支 給 時 期
認 証 手 数 料	1,000 ドル券 1,000 ドル券以外	1枚 25セント 1枚 40セント	隨 時 隨 時
登 錄 等 手 数 料	年 間	100 ドル	年2回半額づつ利払 資金払込と同時
利 手 支 払 手 数 料	支 払 額 の	$\frac{1}{4}\%$	利 払 資 金 払 入 と 同 時
減 債 基 金 による 元 本 債 還 手 数 料			
抽せん償還の場合	額面額の	$\frac{1}{8}\%$	当せん番号報告後
買入消却の場合	額面額の	$\frac{1}{8}\%$	運用終了後
減債基金以外の資 金 による 元 本 債 還 手 数 料			
全 額 債 還	額面額の	$\frac{1}{30}\%$	償還資金払込と同時
一 部 債 還	額面額の	$\frac{1}{8}\%$	償還資金払込と同時
焼 却 手 数 料			
利 札	1,000 枚につき	8 ドル	四半期ごと
証 券	1,000 枚につき	15 ドル	四半期ごと